

# 第 1 章

## パートナースhipさかき21 ( 坂城町男女共同参画計画 )

### の趣旨と基本的な考え方

#### 1 計画策定の趣旨

我が国における女性の法的地位は、「基本的人権の尊重」を基本原理とした日本国憲法の制定によって抜本的に改善されました。その後、経済的・社会的・文化的環境は大きく変化し、人々の生活意識や価値観の多様化、個性化も進んでいます。女性の考え方やライフサイクルも変化し、女性が社会のあらゆる分野に個性と能力を生かせる機会も拡大しつつあります。しかし、人々の意識の中には、長い時間をかけて形作られてきた性別に基づく固定的な役割分担意識が根強く残っていることも事実です。

少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化など我が国の社会情勢の急速な変化に対応していくうえで、女性と男性が、互いにその人権を尊重し、喜びも責任も分かち合いつつ、性別にとらわれることなく、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現は、21世紀の我が国の行方を決定する最重要課題です。

そうした男女共同参画社会を形成するための具体的な道筋を示すとともに、経済的・社会的・文化的環境の変化、人々の生活意識や価値観の多様化・個性化等の社会情勢の変化に対応し、男女共同参画社会の形成をより推進するため、平成7年に策定した「さかき女性プラン」を改定し、「パートナースhipさかき21 ( 坂城町男女共同参画計画 ) ~ 共に輝く女(ひと)と男(ひと) ~ 」をここに策定するものです。

## 2 計画策定の背景

国際連合は1975年（昭和50年）を「国際婦人年」と定め、この年、第1回の世界女性会議である「国際婦人年世界会議」が開催され、各国の取るべき指針となる「世界行動計画」が採択されました。

これを受けて、我が国においても、昭和52年の「国内行動計画」策定に始まり、平成8年に「男女共同参画2000年プラン」を策定するなど、男女共同参画の取組みが進められてきました。そして、平成11年6月には、男女共同参画社会の形成の基本的枠組みを定め、社会のあらゆる分野における取組みを総合的に推進していくことを目的として、「男女共同参画基本法」が公布・施行されました。

長野県においても昭和55年に「長野県婦人行動計画」、昭和61年に「新長野県婦人行動計画」、平成2年に第3次となる「さわやか信州女性プラン」、さらに、平成8年に「信州女性プラン21(第4次長野県女性行動計画)」を策定し、施策を進めてきました。また、平成13年2月には、男女共同参画社会基本法の規定に基づく「長野県男女共同参画計画」を策定しました。

町においては、平成4年度に住民環境課に女性行政を扱う窓口を設置するとともに、平成7年には、平成7年から平成16年を計画期間とする「さかき女性プラン」を策定し、女性の地位向上など男女共同参画社会の実現に向けて施策を進めてきました。

### 3 計画の性格

この計画は、男女共同参画社会の実現に向けて町が行う基本方針であり、町の将来像を「ものづくりとやすらぎのまち」と定めた坂城町第4次長期総合計画における「男女共同参画の地域づくり」の基本方針「女性を取り巻く現状と問題点を明確にし、男女の不平等などさまざまな問題の解決を図り、官民が一体となって男女共同参画の地域づくりに努める」との整合性を図りながら策定しました。

加えて、国が策定した「男女共同参画基本計画」、県が策定した「長野県男女共同参画計画」を十分に勘案した、男女共同参画社会基本法の第14条第3項の規定に基づく「男女共同参画計画」です。

策定にあたっては、男女共同参画推進懇話会の提言をもとに、町民意識調査の実施、町民からの意見の募集など町民の意見が反映するよう努めました。

この計画は、男女共同参画社会の実現に向けて、町が体系的、総合的に施策を推進するためのものですが、推進にあたっては、町民全体の課題として行政と町民が一体となって取り組む必要があります。

なお、町行政の権限を越えるものについては、国、県、関係機関に対して要望・働きかけを行っていきます。

### 4 計画の重点目標

- 1 とともに支え合う家庭づくり
- 2 男女平等の人間性をはぐくむ人づくり
- 3 安心して働ける環境づくり
- 4 とともに力を出し合う地域づくり
- 5 健康とやすらぎのあるまちづくり

### 5 計画の期間

- 1 この計画は、21世紀初頭を展望した、平成13年度～平成22年度（2001

年度～2010年度)までの10年間とします。

2 この計画は、社会情勢、住民意識の変化などに対応した弾力的な推進を図るため、必要に応じ、平成17年度をめどに見直し・改定を行います。

## 6 計画の体系

基本目標 1  
ともに支え合う  
家庭づくり

- (1) 家庭における意識改革と慣行の見直し  
家庭のあり方の啓発  
男女の固定的役割分担意識の是正  
家事、育児、介護等の大切さの見直し
- (2) 家庭における男女共同参画のための教育の推進  
家庭における男女共同参画の観点に立った子どもの教育  
家庭における母性保護教育  
女性の地位、経済的自立などに関する法制度の学習支援

基本目標 2  
男女共同参画の  
人間性をはぐく  
む人づくり

- (1) 学校等における男女共同参画のための教育の推進  
幼稚園、保育所における男女共同参画の観点に立った教育・保育の充実  
男女共同参画の観点に立った学校教育の充実
- (2) 地域における男女共同参画のための学習の推進  
男女共同参画意識を高めるための社会教育の充実  
多様な生き方を可能にする学習機会の充実  
人権同和教育の推進
- (3) 国際社会の一員としての男女共同参画意識の醸成  
国際感覚の向上を図る学習機会の充実  
国際交流の推進  
地球社会の平等、開発、平和への貢献

基本目標 3  
安心して働ける  
環境づくり

- (1) 男女の能力を生かす労働環境の整備  
労働時間の短縮  
雇用の創出と労働条件の男女均等  
パートタイム労働者及び派遣労働者の権利保障  
職業相談の充実と職業能力の開発  
再就職希望者への支援
- (2) 男女が働くための社会環境の整備  
育児・介護休業制度の普及  
保育所・児童館等の充実  
介護サービスの充実  
地域福祉ボランティア活動の促進  
健康で働き続けるための支援

- (3) 農林業、商工業等の自営業における男女共同参画の推進
  - 農業就労女性への支援
  - 商工業、林業等の自営業就労女性への支援
  - 職業能力開発の支援
  - 女性起業家に対する支援

基本目標 4  
ともに力を出し  
合う地域づくり

- (1) 地域活動への男女共同参画を促進する条件整備
  - 保育所・児童館等の充実
  - 介護サービスの充実
  - 公民館等の施設整備
- (2) 地域活動への男女共同参画意識の向上
  - 地域活動への積極的な参加
  - 地域ボランティア活動への男女共同参加の促進
  - 地域の女性団体の支援と連帯の促進
- (3) 政策・方針等の決定過程への男女共同参画の拡大
  - 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大
  - 女性職員の管理職等への積極的登用

基本目標 5  
健康とやすらぎ  
のあるまちづく  
り

- (1) 心身の健康づくりと環境づくり
  - 保健活動の推進
  - 疾病等の予防対策の推進
  - 地域医療の充実
  - 福祉、保健、医療ネットワークの構築
  - スポーツ、レクリエーション活動の推進
- (2) 母性の尊重と保護、出産・子育ての支援
  - 母性の尊重と保護
  - 出産・子育ての支援
- (3) 女性に対するあらゆる暴力の根絶
  - 暴力を根絶するための基盤づくり
  - 女性に対する暴力の発生を防ぐまちづくり
  - セクシャル・ハラスメントの防止対策

(4) 福祉サービスの充実と生活の安定

地域福祉の充実

高齢者福祉の充実

児童福祉の充実

ひとり親家庭（母子、父子家庭）福祉の充実

障害者福祉の充実

# 第3章 推進体制の充実

この計画を推進し目標を達成していくために、庁内の関係各課・関係機関等との連携を図りながら取り組んでいくことが重要ですが、それと同時に町民の理解と協力が不可欠です。

共同参画型社会を築くために、町民と行政が一体となった推進体制の整備を図っていきます。

## 1 町民参加のもとに

男女共同参画社会の実現を図るためには、行政の施策のみで解決できるものではなく、あらゆる場をとおして、町民と行政の連携により各種事業の展開に努めます。

## 2 坂城町男女共同参画推進会議（仮称）の設置

この計画の推進と男女共同参画の実現のため、町民等の自発的な参加による「坂城町男女共同参画推進会議（仮称）」を組織し、町民の主体的な活動を充実・支援します。

## 3 庁内における推進体制

この計画を総合的に推進していくためには、関係各課・機関の連携を密にする必要があります。このため、庁内の推進連絡会議を設置し、全庁的な取組みを図ります。

## 4 県・県男女共同参画コミュニケーター・他市町村・関係機関との連携

県、県男女共同参画コミュニケーター、他市町村、関係機関と連携を図り、情報交換を行うなかで効率的に推進します。